

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式	
1	一括質問一括答弁方式
②	一問一答方式

質問件名 大規模災害へのさらなる備えで、より安全で安心な街、小平の実現を目指して

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

市民皆さまからのお声をもとに、大規模災害へのさらなる備えで、より安全で安心な街、小平の実現を目指し以下質問致します。

1 令和6年1月に発生した令和6年能登半島地震(以下、能登半島地震とする。)では、水源確保の代替手段として個人所有の井戸が地域に開放され有効に活用されたとの報道がありました。国は令和4年に非常時の地下水利用に関するガイドラインをまとめていますが、能登半島地震で得られた知見などを踏まえ、さらに具体的な災害発生時の井戸の活用を促進するため、整備に関する留意点や先進事例の取組を盛り込んだ自治体向けの指針を令和6年度内に策定すると伺っています。本市においても、水道法に基づく年1回の水質検査の無償実施や非常用発電機の無償貸与及び修理費用の最大15万円助成等の実施により、登録・指定された震災対策用井戸は、所有者のご協力や市内NPO 法人の地道な活動もあり、110基を超えています。一方市内には、現在使用できる井戸のうち震災対策用井戸として登録されていない井戸が100基以上あると言われていています。小平市地域防災計画には生活水の確保策として震災対策用井戸を明記しており、現在実施の費用助成等のさらなる広報に加え、所有者宅への訪問やNPO 法人との連携強化も含めて一歩踏み込んだ対応を実施すべき段階に来ていると考えるが市の見解を伺う。

2 大規模災害の発生を想定し、取水制限のある玉川上水や各用水の水量を事前に関係機関と調整し、増やす等の対応を協議し、締結しておくことは、生活水の確保の一助ともなると考えるが市の見解を伺う。

3 令和6年1月に発生した能登半島地震では、昭和56年6月1日以降に新築された新耐震基準の木造住宅でも倒壊被害が多く発生しました。本市においては、昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに新築工事に着手した新耐震基準の木造住宅の耐震診断費用に上限15万円を助成する制度が令和6年度予算に初めて盛り込まれました。今後、この助成制度の市民への周知強化を求めると共に耐震診断の申請状況や耐震改修の必要性等を見極めながら旧耐震基準の費用助成額を参考に耐震診断を実のあるものとする為にも耐震改修の費用助成を検討して頂きたいと考えるが市の見解を伺う。

4 令和6年4月22日(月)の午後7時半ごろ、上水新町2丁目の玉川上水通りに隣接する玉川上水緑道の樹木の枝が数本落下し、道路を塞ぐ事案が発生しました。考えられる事として、ここ数年のナラ枯れの影響による通水障害。さらには、昨年の猛暑や水不足の影響による樹木の傷みや、本年に入って強風の日も多く、複数の要因が重なり枝が落下したものと考えられます。市の管理する緑地や用水周辺の樹木や東京都の管理する玉川上水周辺の緑道等の総点検、剪定、倒木の危険のある樹木の早期伐採等、今後の台風シーズンに備え東京都とも連携しより一層の対策を講ずべきと考えるが市の見解を伺う。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和6年5月21日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 佐藤 徹

受付番号【 31 】

27	26	25	24
10	10	10	9

- (1/2)

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式
① 一括質問一括答弁方式
② 一問一答方式

質問件名 身寄りのない高齢者が安心して住み続けられる小平の実現を目指して

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

家族など頼れる身寄りのない高齢者の困りごととして、日常的なお金の管理や外出、検査や手術といった医療の選択、入院や介護施設への入居時の身元保証、葬儀や遺品の処分、死後の行政手続きや使っていたサービスの契約解除等多岐に渡ります。家族など頼れる身寄りがいなくても安心して老後を過ごせる環境を整えることは、高齢者の地域包括支援を担う、基礎自治体の責務と考え、以下質問致します。

1 愛知県豊田市では、令和3年度より市の福祉部門の担当課が中心となり、市の社会福祉協議会、医療関係者や高齢者施設、ケアマネジャーや弁護士等による身寄りのない方への支援のあり方検討部会を設置し、身元保証人に求めてきた役割をそれぞれが分担し連携する仕組みを構築しており、法福連携の視点、また「身寄りを頼ることができない方に対する支援のレシピ集」の発行と更新、さらには「ひとり暮らし高齢者等登録制度」の取組を参考に本市においても導入を検討すべきと考えるが市の見解を伺う。

2 新潟県魚沼市では、令和2年に支援する側の不安や負担を軽くすることを狙いに、手術や延命治療の同意、退院先の確保、介護サービスの利用契約といった場面毎に必要な手続きや支援機関の連絡先をまとめた支援のガイドラインや介護費用の支払い、葬儀の手配などを誰が担うのか事前に書いて共有する「支援シート」を作成し、その活用を介護施設や民生委員・児童委員にも呼びかけており、地域の共通ルールとして浸透させている取組を参考に本市においても導入を検討すべきと考えるが市の見解を伺う。

3 東京都豊島区では、令和3年度から人生の最後に備える終活に関する相談窓口「終活あんしんセンター」を開設し、相続、遺言、葬儀など終活全般に相談できる窓口を設置している。東京都の令和6年度から始まった、終活支援で専用相談窓口を設置した市区町村に500万円を上限に補助する制度を活用して、終活支援の専用相談窓口を本市においても設置してはと考えるが見解を伺う。

4 令和6年度、国において身寄りのない高齢者の身元保証や財産管理といった生活上の課題を支えるモデル事業が始まり、参加する市区町村を現在募集しているが、本市においても、課題抽出に協力する視点からも積極的に手を挙げ、参加すべきと考えるが見解を伺う。

5 入院時などの身元保証や、葬儀、遺品整理などの死後の手続きを有料で引き受ける民間事業者の増加に伴い、国としても本年度、事業者に適正な運営を促すため、重要事項説明書の交付や提供したサービス内容の記録などを求めた「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン(案)」を作成したところです。また優良な事業者を認証する取組が昨年度から静岡市でも始まっており、本市においても静岡市を参考に東京都とも連携し、仮称「優良事業者認証制度」を創設すべきと考えるが市の見解を伺う。

6 令和6年1月12日に福祉会館にて、市の主催で東京都の指定する居住支援法人を取得した民間事業者を講師に招き、高齢者居住支援事業講演会を開催し好評でした。今後、市内の事業者に東京都の指定する居住支援法人の取得の呼びかけはできないか市の見解を伺う。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和6年5月21日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 佐藤 徹

受付番号【 3 】

27	26	25	24
10	10	10	9

-(2/2)

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- | | |
|---|------------------------|
| 1 | 一括質問 一括答弁方式 |
| 2 | 一問一答方式 |

質問件名 進学先へいじめ情報引き継がれず再発、教育長答弁と真逆だが

質問要旨

市立小学校で認定されたいじめ重大事態(以下、重大事態と呼ぶ)の被害児童が、加害児童とともに市立中学校へ進学した。その後、同中学校で関連のいじめが再発。学校内いじめ対策組織により正式にいじめと認定された。同中学校は加害生徒の指導をするうえで「小学校で起きた重大事態を前提とした指導はできない」旨の説明をし、理由として「小学校でのことは公式には引き継がれていない」ためとした。

重大事態の調査は小平市いじめ問題対策委員会に委ねられている。そのため調査状況について進学先の学校が把握していないことは理解できる。しかし、調査状況とは関係ない児童間の関係性や、当該児童に指導・説明した内容も進学先の学校へ引き継がれていない。これでは連続性のあるいじめの対処・指導ができない。小平市いじめ防止基本方針や学校いじめ防止基本方針に著しく反する状況だ。

私は昨年 12 月定例会の一般質問で、小平市立花小金井小学校の学校いじめ防止基本方針について質問した。同基本方針には、令和 4 年度版までは「被害・加害児童の情報を進学先中学校に提供し、いじめが繰り返されないようにする」という旨の記載があったが、令和 5 年度版ではその記載が消えているのはなぜかという質問だった。

教育長は次のとおり答弁した。「当該小学校におきましては、進学先において同種の事案が繰り返されることなく、被害児童及び関係児童が円滑な学校生活を送ることができるよう配慮することを第一に中学校へ引継ぎしていることから、基本方針に特段明記する必要はないと判断し、記載しておりません。」

しかし、上記のとおり、小学校の情報は中学校へ引き継がれず、いじめが再発した。青木教育長の答弁は嘘だったことになる。保護者から、そして議会で明確に指摘されたにもかかわらず、教育長は事実を確認して改善につなげる職務を怠り、いわば虚偽の答弁で指摘をやり過ごしたとも言える。その結果、生徒が被害にあっている。教育長としての責任は重いと考えることから、以下質問する。

1. 小学校でのいじめ事案に関し、昨年末に青木教育長は「同種事案が繰り返されることなく、被害及び関係児童が円滑な学校生活を送れるよう中学校へ引き継いでいる」旨の答弁をした。しかし引継ぎの事実はない。いじめは再発した。教育長は具体的に何を引き継いだとしたのか。答弁と真逆の事態になっていることに責任を感じているか。
2. 重大事態の調査結果が出るまでは、関係児童・生徒の当該いじめに関する情報を進学先へ引継ぎできないのか。
3. 重大事態の調査結果が出るまでは、当該いじめに関して関係児童・生徒へ指導できない状況があるようだが見解は。
4. いじめ関連情報の引継ぎをする際の主な課題は何か。個人情報保護が影響するか。
5. 小平市立花小金井小学校の学校いじめ防止基本方針で、進学先中学校への情報提供についての記載が消えた理由について、昨年 12 月に市教育委員会は次のようにも答弁をした。「引継ぎをしていないことでは決してないが、誤解を招くのであれば改めたいとしている。改定の際に見直す予定。」しかし令和 6 年 4 月 1 日に発行された同基本方針の令和 6 年度版でも当該部分が見直された形跡がなく、記載がないままだ。見解は。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 6 年 5 月 21 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 安竹 洋平

受付番号【 5 】

27	26	25	24
11	11	11	10

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- | | |
|---|------------|
| 1 | 一括質問一括答弁方式 |
| 2 | 一問一答方式 |

質問件名 疑問だらけのいじめ重大事態調査報告書が公表されたが

質問要旨

先日 5 月 13 日、小平市立学校のいじめ申立てに関する調査報告書(以下、当報告書と呼ぶ)が市ホームページで公表された。内容はいじめ重大事態の調査報告書である。当報告書に関して多くの疑問があるため、以下質問する。

1. 当報告書の「調査に至った経緯」をまとめると、「事案発生当時に学校は当該事案をいじめと認識しておらず、当該生徒・保護者からもその訴えがなかったが、その後代理人弁護士から通知が届いたため重大事態と認知した。」と理解できる。しかし調査の概要には「重大事態の認知より前に、約 6 か月間、学校が調査した」と書いてある。いじめの認知もされていない中で、学校は 6 か月間も何を調査していたのか。また、なぜその重要な経緯について、何も書かれていないのか。
2. 個人特定につながる恐れのない「代理人弁護士から重大事態である旨の通知が届いた日付」を墨塗りしている理由は何か。またこの墨塗りは保護者の要望か。この日付が隠されていることから、学校や市教育委員会の不適切な対応が隠ぺいされているのではないかという疑いも出てくる。なぜなら、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」では、学校は重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会へ報告するとされている。対応を怠ったため、重大事態の通知が届いた日付を隠したのではないか。もし仮にそうなら、小平市教育委員会いじめ問題対策委員会も隠ぺいに手を貸したこととなり、重大な問題である。墨塗りの理由を「個人特定につながる恐れのため」というなら、上記の隠ぺい目的ではないと理解できるよう、その根拠を具体的に説明願う。
3. 関係者の参考とし、再発防止のため、また総合教育会議で議論を行うためにも、調査結果はなるべく早く公表した方がよいと考える。今回、調査結果の市長報告から公表までになぜ 8 か月以上かかったのか。また調査結果について、公表までの目標期間は定めているか。
4. 令和 5 年 2 月 7 日のいじめに関する文部科学省通知において、主としていわゆる生命心身財産重大事態に関しては、総合教育会議を開催し緊密に連携して対応することとされている。また同時に、会議の開催のみを目的とせず、市長と教育長が一体となって取り組む協議の場として実質的に機能するよう取り組むことともされている。今回のケースは生命心身財産重大事態だが、なぜこれらのことを実施していないのか。また、これまでに市が対応した生命心身財産重大事態について、上記の通知で求められている総合教育会議を開催していない件数は。
5. 当報告書に記載されている再発防止に向けた提言を実施するためには、人員や予算を伴う場合もあり、実施するための計画等が必要と考える。学校と教育委員会は実施するための計画等をつくったか。また、この約 8 か月間で、当報告書にある提言の実施状況は。
6. 文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」には、学校と教育委員会は調査結果を市長へ報告する際、その後の対応方針も報告・説明することとされている。当報告書と併せて市長へ報告がなされたその後の対応方針はどのようなものだったか。
7. これまで市長へ報告されたいじめ重大事態の調査結果の累計件数と、そのうちいじめ被害者や保護者からの所見が添えられた件数は。
8. 当報告書を公表することで、小平市教育委員会いじめ問題対策委員会と市教育委員会は、それぞれ具体的にどのような効果を期待しているか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 6 年 5 月 21 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 安竹 洋平

受付番号【 5 】

27	26	25	24
11	11	11	10

小平市議会定例会一般質問通告書

質問件名 いじめ重大事態調査に時間がかかれば新たな問題が生じる

質問要旨

いじめ重大事態の調査に時間がかかりすぎることは新たな問題を生む。たとえば文部科学省の「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」には、時間が経過すると児童・生徒がうわさや報道等に影響され、記憶が曖昧になり、事実関係の整理に大きな困難が生じるおそれがあるので可能な限り速やかに調査を実施するよう努める、といったことが書かれている。時間が経つと関係資料が散逸するリスクも書かれている。

そのほかに思いつくだけでも、調査に時間がかかりすぎることで次のような問題が生じる。

- ① 被害者とその保護者に、精神的、時間的な面で負担が続く
- ② 教育委員会や学校の抱える課題が放置されたまま時間が過ぎるため、その間に再発や悪化のリスクがある
- ③ 加害や関係児童・生徒に対しての適切な指導が難しいため、子どもたちの心の整理がつかないまま時間が過ぎる
- ④ 進級や特に進学タイミングを挟めば、適切に情報が引き継がれないため再発リスクがある
- ⑤ 進学や卒業のタイミングを挟めば、関係した児童・生徒への指導ができなくなり、情報も届きにくくなる

小平市では重大事態の発生報告がなされてから報告書の完了までに 1 年から 2 年以上の時間がかかる事例が多いようで、1 件目の質問で指摘したのも含め、①から⑤まですべての問題が生じている。迅速化への対策が不十分だ。そのため、現状を把握し、課題を明らかにし、改善を求めるため以下質問する。

なお、小平市教育委員会いじめ問題対策委員会のことを、以下では対策委員会と呼ぶ。

1. 現在対応中のいじめ重大事態は何件か。
2. 対策委員会は令和 5 年度に何回開催し、6 年度は何回開催する予定か。
3. 委員の日程調整がひとつの課題と考える。対策委員会を開催できる基準はあるか。たとえば少なくとも委員長もしくは副委員長のどちらかが出席していればよく、委員の何割かが出席していればよい、などあるか。
4. 迅速に調査を進めるため、いじめ重大事態の対処中は対策委員会を少なくとも定期的に開催すべきでは。
5. 文部科学省の「不登校重大事態に係る調査の指針」に、「不登校重大事態の発生報告を受けた教育委員会は、教育委員への報告を迅速に行うとともに、対処方針を決定する際は教育委員会会議を招集する」とある。これまでこの条件に基づいて教育委員会会議が招集された事実はあるか。なお「招集する」とは「定例会の議題に載せる」という意味ではなく、臨時で招集するという意味であると考えているが見解は。
6. 迅速に調査を進め、第三者性が担保された報告書にまとめるためには、資料作成など実際に手を動かしてもらった委員の枠をつくり、時間報酬的な新たな報酬体系を整備する必要があると考える。まず臨時的に報酬制度を追加すればよいが、賃上げ状況の中、全体的な委員報酬の見直しと併せて新しい委員の枠を設けて報酬体系を整備すればよいと考えるが見解は。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 6 年 5 月 21 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 安竹 洋平

受付番号【 5 】

27	26	25	24
11	11	11	10

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式
1 一括質問一括答弁方式
2 一問一答方式

質問件名 事実捏造が起きた件と、改ざんの疑い等について

質問要旨

市立学校及び市教育委員会(以下、市教委と呼ぶ)とのやり取りの中で、事実の捏造、歪曲があり、または改ざんを求められたという複数の保護者からご相談を受けた。それぞれの経緯を次に説明する(特に指定のない主語は保護者とする)。

- ① ある保護者が、「小平市立学校版感染症予防ガイドライン」に基づく市立学校の指導に不安を感じたため、令和 4 年 11 月 9 日に当該学校へ相談した。学校からは「ご指摘の指導内容は調査中」という旨の回答を得、市教委からは同 21 日に「指導内容は現在確認中、当該学校が指導内容を確認した後に保護者へ説明する」旨の回答を得た。しかしそれ以降連絡がなかったため、令和 5 年に入り、市長への手紙も併せて問い合わせた。そこで市教委から「学校はすでに 11 月 9 日に説明済み」という旨の回答を得た。しかし保護者は当該の説明を受けた事実がないため、市教委へ「いつ誰が何を説明したとするのかの報告」を求めた。具体的回答のないまま時間が過ぎ、同 9 月に市長と教育長へ再度報告を求めたところ、市教委からメールで事実と反する報告が届いた。11 月 9 日に学校はすでに説明済みとし、説明したとする具体的内容が箇条書きされていた。しかし保護者はそれらの説明を一切受けていない。「調査中」との説明しか受けていない。つまり事実が捏造されたことになる。なお保護者側は 2 人で説明を受けている。冒頭で示したように市教委からの回答メールにも「調査中」と書かれていることから、状況から見ても捏造が起きたと考えられる。
- ② ある保護者が、市立学校の校長に体罰調査を要望した。後日、市長部局と市教委の連名で「第三者委員会設置の要望は、権限がなく、校長の立場では答えられない」旨の回答が寄せられた。しかし校長には第三者委員会設置の要望はしていない。事実と異なる要望が庁内を回り、検討に時間が費やされたことになる。校長はそのような報告を市教委へ上げていないとしているため、市教委内部で情報が歪曲したものと考えられる。
- ③ ある保護者が、市に対し保有個人情報の開示請求を行った。市長部局用の開示請求用紙を用いて、総務部総務課に対して請求したが、開示決定通知は市教委から発送された。その際、市教委職員から指示を受けて市教委用の開示請求用紙に書き直し、日付を遡って書いて提出した。これは公文書改ざんではないか。

以上の問題と、また昨年私の一般質問で指摘した件でも同様の問題が残されているため、含めて以下質問する。

- 1. 特に①に関しては、意図をもって学校や市教委により事実の捏造がなされたものとするが、見解は。
- 2. ①は、担当者の体罰で、市教委へ連絡しても対応がなされない期間が続いた。担当が不だど対応が滞るのか。見解は。
- 3. ③は公文書の改ざんに当たるのではないか。見解は。
- 4. ①から③の件は、すでに保護者と市はやり取りをしている。それぞれ庁内でどのように扱われているか。
- 5. これまで市のほかの事業についても指摘をしているが、市民から相談を受けた際には、できれば録音をして、重要なものは AI を活用するなど効率的に文字起こしを行い、また記録した相談内容やその後の対応予定を相談者に確認するなどして対応を漏らさないことが重要だと考える。見解は。
- 6. 昨年 12 月定例会の私の一般質問「いじめ対応ではほぼ全く資料を作らないことが許されるのか」で最後に触れた、議長が市民へ誤った説明をすることにもつながった件で、当時の校長・副校長、市教委の担当課長、議事、保護者、私が出席した会議の会議録も含む資料を開示請求したところ、作成していないとした問題は、庁内で今どう扱われているか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 6 年 5 月 21 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 安竹 洋平

受付番号【 5 】

27	26	25	24
11	11	11	10

小平市議会定例会 一般質問通告書

一問一答方式

質問件名 高齢者の皆さんが元気で暮らしやすい小平を

質問要旨 (質問する趣旨・内容を具体的に、1問1ページに納めて記入してください)

超高齢化社会といわれ、団塊の世代が75歳を迎える2025年も来年となり、小平市においても高齢者施策が大変に重要となって参ります。本年1月1日に共生社会の実現を推進するための認知症基本法も施行され、国も様々な高齢者施策に取り組んでおります。

人生の先輩である高齢者の皆さんがいつまでも住み慣れた地域で生きがいを持って元気に暮らせるように行政がしっかりと支えていただきたい。また、高齢者とその家族に寄り添うための施策を進めるべきと考え、以下質問させていただきます。

- 1、 小平市地域包括ケア推進計画について前第8期計画の評価、課題を受けて第9期計画で最重要とした視点、課題、新たな取組みについて伺います。
- 2、 本年1月1日の認知症基本法施行を受けて小平市地域包括ケア推進計画において認知症施策はどのように進めるのか、見解を伺います。
- 3、 我が会派が長年要望し、平成29年6月に福祉会館1階和室ホールに設置していただいた介護予防を目的としたカラオケ機材の活用状況について伺います。
- 4、 先進自治体が実施している、介護予防を目的としたeスポーツを活用したフレイル予防事業を実施すべきと考えますが見解を伺います。
- 5、 高齢者介護政策において事業の周知及び相談支援が重要だと考えますが見解を伺います。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和6年5月21日

小平市議会議長殿

小平市議会議員 氏名 幸田 昌之

受付番号【 4 】 - (1/2)

27	26	25	24
12	12	12	11

小平市議会定例会 一般質問通告書

一問一答方式

質問件名 特別な支援が必要な子どもたちのために

質問要旨 (質問する趣旨・内容を具体的に、1問1ページに納めて記入してください)

増加傾向にある発達障がい児をはじめ、特別な支援が必要な子どもたちや家族に寄り添った切れ目のない、さらなる支援が必要不可欠だと考えます。市当局も様々な対策をとっていただいていると認識していますが児童・生徒の数だけ多種多様な支援が必要となっているのも事実であり、課題も多いと感じています。それでも小平の全ての子どもたちが笑顔で安心して暮らせるように最善の努力をしていただきたい。そのためにも子どもたち、その家族、関係団体に寄り添った取り組みを進めていただきたく、地域や現場の声も含めて、以下 質問させていただきます。

- 1、 保育園における障害児加算にかかる課題について見解を伺います。
- 2、 発達の特徴を早く発見できる5歳児健診は早期に実施すべきと考えますが見解を伺います。
- 3、 小平第四小学校に開設された自閉症・情緒障がい特別支援学級「こげら学級」の現状と課題について伺います。
- 4、 小平市が実施している特別支援教育事業についてもっとわかりやすい周知等が必要と考えますが見解を伺います。
- 5、 特別な支援が必要な児童・生徒の不登校対策について伺います。
- 6、 4月に開校した市内初の医療連携型フリースクールと教育委員会の連携について伺います。
- 7、 特別な支援が必要な子どもたちのため活動している親の会や団体との連携が重要だと考えますが見解を伺います。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和 6年 5月21日

小平市議会議長殿

小平市議会議員 氏名 幸田 昌之

受付番号【 4 】 - (2/2)

27	26	25	24
12	12	12	11

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式	
①	一括質問一括答弁方式
②	一問一答方式

質問件名 自分らしく生きるための終活支援について

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

高齢化や核家族化が進み、独居の高齢者が増加しています。身寄りがない場合や身近に頼れる人がいない場合などは特に、医療機関への入退院や手術、施設への入居など、意思決定や身元保証などのサポートが必要です。また、本人が亡くなった後の葬儀などのさまざまな事務をあらかじめ依頼しておく死後事務委任は、その日まで安心して暮らすために重要であり、高齢になる前から広く市民に周知することが必要です。

民間の高齢者終身サポート事業もありますが、高額であることから利用したくてもできないケースがあり、市としては特に低所得世帯へのサポートが必要と考えます。

国はまだ決定はしていませんが身寄りの無い高齢者の終活支援制度を検討しており、東京都は専用相談窓口を設置した区市町村に対し上限 500 万円を補助することが決まりました。

市が充実した終活支援に取り組むことで高齢者だけでなく現役世代も安心して自分らしく暮らせるよう以下質問します。

1. 独居の高齢者が増加しています。終活支援の重要性に対するご見解をお示ください。
2. 市が行う終活支援にはどのような取組がありますか。
3. 終活を支えるためには医療と介護の連携も重要です。小平市での連携の取組状況をお示ください。
4. 身寄りがない人が亡くなった場合の市の対応をお示ください。
5. 東京都の市に対する終活支援のための専用相談窓口設置補助について、どのように認識していますか。活用を検討されている場合は検討の内容もお示ください。
6. 終活については高齢者だけでなく現役世代にも周知が必要です。ご認識をお示ください。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

2024 年 5 月 27 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 さとう 悦子

受付番号【 18 】

27	26	25	24
13	13	13	12

-(/ /)

差しかえ 小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式	
1	一括質問一括答弁方式
②	一問一答方式

6.5.27 6.5.29

質問件名 全てのこどもが輝ける小平市であるために

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

令和4年度、小平市の不登校児童・生徒数は、市立小学校で191人、市立中学校で270人となり増加している。また文部科学省の調査では、通常の学級において学習や生活に困難を持つ特別な支援が必要とされる児童・生徒は8.8%に上り増加しており小平市においても同等数であるとしている。市では東京都事業を活用し新たな支援に取り組んでいることから、その進捗状況と見えてきた課題について伺う。また不登校の原因は多岐にわたるため、支援のメニューは児童・生徒に寄り添って多くの選択肢を提供することが必要であり、学習や生活に困難を抱える児童・生徒は個々の実態を把握し支援につなげていく必要があることからより積極的に支援を進めるべきとの考えから以下質問いたします。

①不登校児童・生徒の学びの場の提供である仮想空間を利用したバーチャル・ラーニング・プラットフォームの進捗状況をお示しください。

②令和6年4月1日に上水中学校で開始された「チャレンジクラス」いわゆる校内別室学級への転校が4人に留まっている要因と実施後に見えてきた課題と対策についてお示しください。

③全ての市立小中学校で校内別室指導ができる専用教室と支援員の配置が必要と考えますが、配置状況と今後の取り組みについて市の見解を伺います。

④令和5年度において4カ月待ちであった、教育相談室で実施している無料の発達審査の予約待ち状況と解消に向けた今後の取組についてお伺いします。

⑤エデュケーションアシスタントの配置対象は小学3年生までであるため、4年生以上の支援のためにも学習補助員の配置を増やすべきと考えるが現在の配置状況と市の見解を伺います。

⑥市立中学校の制服は男女共にブレザー、女子はスラックスが選択できる学校とそうではない学校がある。制服のデザインで登校意欲が左右されることがないように全ての市立中学校制服を男女共にブレザー、女子はスラックスが選択できるよう推進すべきと考えるが市の見解を伺います。

⑦不登校児童・生徒が学校外で「学校保健安全法施行規則第6条」の健康診断を受ける際に、費用補助と1つの医療機関でまとめて受ける仕組みを作ることはいかないのか。市の見解を伺います。

⑧不登校児童・生徒及びその保護者に給食センターにて無料で給食を食べる招待状を送る取り組みは出来ないのか。市の見解を伺います。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和6年5月27日 小平市議会議員 氏名 外山 まなみ

受付番号【 19 】

27	26	25	24
14	14	14	13

-(1 / 2)

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- 1 一括質問一括答弁方式
② 一問一答方式

質問件名 薬用植物を生かして小平市に新たな産業振興を

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

地域経済は市民の生活を支え、産業振興が生み出す経済効果は市を発展させていく上で極めて重要であり、市民からは産業の活性化、賑わいの創出を求める声が寄せられている。小平市には東京都内でただ1か所の薬用植物園が所在し薬用植物を使った生薬の確保と振興の活動を行っている公益社団法人東京生薬協会が管理運営し、薬務行政の一つとして、薬用植物を収集、栽培している。シャクヤクは鎮痛に作用し、カンゾウは消炎や解毒作用、トウキは冷え性などの婦人病に用いられ、古の時代から身近な薬として活用されており、現在も身近なドラッグストアなどで購入できる OTC 医薬品の原材料のほかに化粧品や食品など多岐に渡る商品に用いられている。薬草はその用途の広さからも小平市の新たな産業を生み出す生産物になりうると考える。加えて令和4年度の日本の医療費は概算で46兆円に上り過去最高を更新し小平市においても医療費は増加している。健康管理や医療、薬の知識を身に付け OTC 医薬品や薬草商品を用いて重症化させないことは「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てする」セルフメディケーションに当てはまることであり、結果として医療費の抑制にも効果があると考えます。以上のことから薬草を小平市の新たな産業に活用することで地域経済の活性化や地域全体の活力アップにつながるのと考えから以下質問いたします。

①令和3年度、令和4年度の小平市国民健康保険の1人当たりの医療費と増加の要因をお示しください。

②セルフメディケーションの実践による国民健康保険の医療費への効果について市の見解を伺います。

③薬草の活用は医療品、化粧品、食品等、多岐にわたり、栽培による農業を始めとする市内事業者の活性化、大学や研究機関等との連携に資する新たな産業資源になると考えるが市の見解を伺います。

④「江戸東京きらりプロジェクト」に選定されている薬用動植物国内栽培事業を市内農家や JA 東京むさし等と連携し進めていくことはできないのか市の見解を伺います。

⑤市内に薬草ブームを作るべく、薬用植物園や市内飲食店等と連携して薬草調理の食べ歩き等のイベントを開催できないか市の見解を伺います。

⑥薬用植物園と連携して、ごみ焼却施設の余熱を活用した「こもれびの足湯」で薬草湯を提供してみてはいかがか市の見解を伺います。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 6 年 5 月 27 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 外山 まなみ

受付番号【 19 】

27	26	25	24
14	14	14	13

-(2 / 2)

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- 1 一括質問一括答弁方式
②一問一答方式

質問件名 子どもと大人がともに学ぶ包括的性教育をすすめよう

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

命の尊さを学び、性暴力根絶を目指して文部科学省が推進する「生命(いのち)の安全教育」が、2023年から全国の小・中学校で実施されています。そこには、「生命を大切にすることや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を発達段階に応じて身に付けることを目指す」とあります。

いっぽう、性教育のあり方として国際的に主流となっている包括的性教育は、体のしくみや生殖のしくみだけでなく、体の権利やジェンダー、性の多様性、コミュニケーション、デートDV、性暴力、ウエルビーイングなど幅広い分野について学ぶ教育です。科学的に体や生殖のしくみを知り、自身の健康を考えるだけでなく、男らしさ、女らしさととらわれることなく多様な性を含め自分を見つめ、互いに尊重し合いながら人と対等に関わり、性暴力のない社会にむけて、被害者にも加害者にも傍観者にもならないためにも知識を得る人権教育でもあります。包括的性教育は、子どもだけでなく、大人にとっても必要であり、幼児期から行うべきであると考え、以下質問します。

1. 包括的性教育について市及び教育委員会の見解をお示ください。
2. 「生命の安全教育」について市及び教育委員会の取組をお示ください。
3. 東京都教育委員会の研究指定校として2020年から行われている、小平第五中学校における「産婦人科医と連携した性教育の授業」について成果と課題をお示ください。
4. 包括的性教育を幼児期から行うことについて市の見解及び取り組んでいることをお示ください。
5. 人権教育としての包括的性教育を、市民協働・男女参画推進課と地域学習支援課が連携しながら、保護者や子どもに関わる関係者をはじめとする大人に向けても行うべきと考えますが市及び教育委員会の見解は。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

2024年5月27日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 柴尾 ひろみ

受付番号【 21 】

27	26	25	24
15	15	15	14

-(1 / 2)

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- 1 一括質問一括答弁方式
② 一問一答方式

質問件名 安心して暮らし続けるための居住支援を

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

住宅のことで困っている人は、多くの場合住まいのことだけでなく、経済的な問題や身寄りがいないなど複合的な困難を抱えている場合が多く、居住支援に関する相談支援は、総合的な視点が必要です。年々増える保証人のいない高齢者、障がいや病気などにより働けない人やひきこもり状態にある人、シングルマザー、DV被害者、外国籍の人など住まい探しが困難な人には様々な背景があります。その人が自分らしく暮らしていくためには、住まいを探すだけでなく生活支援も一緒におこなう必要があります。また居住支援には、物件オーナーの安心確保が重要となります。そのためには、市と不動産事業者、居住支援を行う団体の他にも困窮者相談窓口や医療機関、介護事業所などが連携して居住支援体制づくりを行っていくことが必要だと考えます。安心して暮らし続けるための総合的な居住支援を進めるため、市の見解と取組について以下質問します。

1. 生活支援課に新たに設置された居住支援担当が行う具体的な業務についてお示しください。
2. 高齢者の住宅に関わる、過去5年の相談件数と主な相談内容についてお示しください。
3. 障がい者のいる家族は、高齢化に伴い本人の自立のための居住や生活に不安を抱えています。このことについて市が課題ととらえていること、また必要と考える支援についてお示しください。
4. 住宅確保要配慮者には、住まいの確保と日常生活のための支援を両輪で進めていくことが必要です。現在、市が取り組んでいることと課題をお示しください。
5. 不動産事業者のリスクの分散や多岐にわたる支援を必要とする人のための居住支援を行うには、居住支援協議会が必要と考えます。つくるにあたり課題となっていることと市の見解を伺います。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

2024年5月27日 小平市議会議長 殿

小平市議会議員 氏名 柴尾ひろみ

受付番号【 21 】

27	26	25	24
15	15	15	14

-(2 / 2)

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- ① 一括質問一括答弁方式
② 一問一答方式

質問件名 人生100年時代を生き抜くための介護予防について

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

人生100年時代を迎えた今、令和5年9月15日時点で日本の総人口に占める65歳以上人口の割合(高齢化率)は29.1%となり、人口の約3.4分の1を占めています。今後も高齢化率は上昇を続け、令和18年には国民の3人に1人、令和47年には国民の2.6人に1人が高齢者となり、また、約3.9人に1人が75歳以上となる見込みで、日本は超高齢社会を迎えています。

小平市地域包括ケア推進計画(小平市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画)の要介護等認定者数の推移と推計によると、令和5年と比べて令和22年には認定者数が4,921人増えると推計しています。

その中でも、要支援2が1,353人増で一番多く、次いで要介護2が1,296人増、要介護1が1,117人増と全体の約8割を占めており、この数字を下げるのがとても重要になってきます。

介護状態になる原因としては、「衰弱」や「関節疾患」、「骨折・転倒」などがありますが、身体を動かさないことが長く続いた場合、そのような状態になることが多く、なるべく家から外出してもらい、地域の仲間と交流してもらい、身体を動かしてもらうことが介護予防には必要です。

そこで、小平市ではどのような介護予防・フレイル予防を行っているのか、その効果や実行性などについて以下質問致します。

1. 筋力アップ介護予防運動講座の令和4年度の実績は市内13ヶ所で95回開催、延べ1,367人受講とありますが、その効果の検証はしているか。

2. 週1回、小平いきらく筋力アップ体操に取り組む3人以上の住民主体のフレトレ活動グループが令和4年度実績で40グループあるが、その活動内容はどのようなものがあるか。また、その効果の検証はしているか。

3. 令和3年度より、介護予防ボランティアポイントをこいだら健康ポイント事業と統合して実施しているが、高齢者の利用状況の推移は。

4. 公園内に健康遊具を設置しているところはあるか。また、今後、設置する予定は。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和6年5月27日 小平市議会議長 殿

小平市議会議員 氏名 中倉茂和

受付番号【 26 】

27	26	25	24
16	16		

-(1 / 2)

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- ① 一括質問一括答弁方式
- ② 一問一答方式

質問件名 今後増えるビジネスケアラー対策について

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

経済産業省によると、超高齢社会の日本において、生産年齢人口の減少が続く中、仕事をしながら介護に従事する、いわゆるビジネスケアラーの数は増加傾向であり、2030年時点では家族を介護する833万人のうち、約4割の約318万人に上り、介護の負担が重く、仕事に支障が出る人もいるため、介護離職と合わせた経済損失額は約9兆円と試算されています。なお、NHKのクローズアップ現代で取り上げられたこともあり、関心が高まっているビジネスケアラーですが、特に団塊の世代が75歳以上となる2025年には、誰もが介護と関わらざるを得ない大介護時代が到来すると言われていています。

介護者本人への心身負担が発生していることに加え、経済全体で見ても、介護に起因した労働総量や生産性の減少による労働損失の影響は甚大であり、喫緊の対応が必要となっており、経済産業省は、昨年11月から「企業経営と介護両立支援に関する検討会」を開催し、「仕事と介護の両立支援に関する経営者向けガイドライン」を策定しています。

従業員一人ひとりが抱える介護の問題は、本人のパフォーマンスの低下や介護離職などに繋がり、結果として、企業活動の継続にも大きなリスクを生じさせます。企業が仕事と介護を両立できる環境を整備することは、従業員のキャリア継続だけでなく、経営面からは人的資本経営の実現や、人材不足に対するリスクマネジメントとして有効です。これらの状況を踏まえ、以下、質問致します。

1. 経済産業省によるガイドライン策定によって、市側から企業に対する働きかけなどは行ったか。

2. 小平市独自のビジネスケアラー対策として取り組んでいることは。

3. 市職員に対するビジネスケアラー対策として取り組んでいることは。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和6年5月27日 小平市議会議長 殿

小平市議会議員 氏名 中倉茂和

受付番号【 26 】

27	26	25	24
16	16	/	/

-(2 / 2)

差しかえ

6. 5. 28

6. 5. 29

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式
① 一括質問一括答弁方式
② 一問一答方式

質問件名 小平市内の外来種雑草等の繁殖状況について伺う

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

近年小平市内では外来種雑草の繁殖が増加している。この外来種雑草は繁殖力が旺盛なうえ駆除をするうえで人体に害を及ぼす可能性もある。小平市としても市報やホームページでも雑草の駆除を促しているが現在の市の対応と今後についての考えを伺う。

1, 市内の全域のナガミヒナゲシなどの外来種雑草の繁殖状況について伺う。

①現在まで市内の公園、緑道等道路、市有地などの外来種雑草の繁殖状況の調査は行っているのか。

②私有地での外来種雑草の繁殖状況の調査を行っているのか。

③近隣他市と繁殖状況について情報交換等を行っているのか。

2, 外来種雑草の除去の状況について伺う。

①他市においては外来種植物対応の手引き等、マニュアルを作成し市民に周知しているが、小平市としてはどのような注意喚起を市民に行っているのか。

②市内公園ではどのような手段で外来種雑草の除去を行っているのか。

③市道部分ではどのように外来種雑草の除去を行っているのか。

④私有地での除去のための資材補助等の支援を行っているのか。

3, 市内の道路部分について有志の方やボランティアの方が行っている雑草の除去について伺う。

①市としてどのような支援を行っているのか。また、支援としてはどのような資材の提供を行っているのか。

②ボランティアの高齢化が進んでおり、雑草の除去が困難な場合、市としての対策としてどのような手段があるかと考えるのか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 6 年 5 月 27 日 小平市議会議長 殿

小平市議会議員 氏名 比留間洋一

受付番号【 27 】

27	26	25	24
17	/	/	/

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

1 一括質問一括答弁方式

② 一問一答方式

質問件名 青木教育長の一年を総括する

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

現教育長は、令和5年3月小平市議会定例会において、任命につき同意を求める議案が上程され、有効投票中賛成15票・反対10票という結果で同意と議決され、就任して現在一年が経過した。議会からの提案をうけて不登校対策や情緒固定級などの設置は行っているものの、教育長自らが率先して施策を推進することなど足跡はあまり見られないと感じる。今後のこ दौर特別活動の日については教育長の肝煎りのようなので今後の動向は注視するものの就任時の議会での表明などの検証を行うべく以下質問する。

- 1、就任時に教育長は「自尊感情や自己肯定感を高め、個人として、集団として成長していけるよう、子どもたちを支え、育てていきたいと存じます。」と述べているが小平市の児童・生徒の自己肯定感はその後、変えることができたのか。
- 2、コミュニティ・スクールについて「小平第五中学校は4年間在籍しておりましたけれども、その間はコミュニティ・スクールの準備には取りかかりませんでした。」「今後については、現教育長の意向も引き継ぎまして、コミュニティ・スクールを推進してまいりたいと考えております。」と述べているが教育長就任後何校増えており、地域との連携はどのように進んでいるのか。
- 3、教育予算については、「見解というのは控えさせていただこうと思うんですけども、必要な予算は今後も確保していきたいと考えております」と述べている。他方で令和6年度校長会の予算に関しての要望書を反映の可否については先の予算審査で誠実な答弁がなかった。教育委員会は学校の要望は都度聞いていると予算審査で述べているが要望書の内容そのものについて予算化はできているのか。
- 4、GIGA スクール構想の示す個別最適化学習は青木教育長就任後何がどのように進んでいるのか。
- 5、先の予算審査の際に「小林洋子市政報告」という広報物が届いている事実が複数確認されている。発行元の住所を調べてみるとその他の政治団体としての掲載がある。
- ① 政治団体が発行している小林洋子市政報告の広報物には小平市長小林洋子と小平市教育長青木由美子の対談の記事がある。この写真、対談の掲載は市長の指示・依頼があったのかなかったのか。また、青木教育長が「積極的」に望んだものなのか。
- ② 文部科学省の発行する「新たに教育長・教育委員になられた皆様へ」には地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十一条について、『教育行政の政治的中立性を確保するため、政党その他の政治団体の役員となったり、積極的に政治活動を行うことが禁止されています。』とあるが、こちらの禁止事項に抵触するのではないのか。
- 6、学校現場からは、教育委員会から「校長は市議会議員との接触を控えるように。接触する場合は事前に連絡するように。」という指示があった。地域の代表者である議員と学校とを隔てることになると困惑の声があるが、どのように受け止めているか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和6年5月27日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 比留間洋一

受付番号【 27 】

27	26	25	24
17	/	/	/

小平市議会定例会一般質問通告書

質問件名 東京 2025 デフリンピックの開催に向けて手話の正しい理解促進を

質問要旨

デフリンピック 100 周年の記念すべき大会が、東京で 2025 年 11 月 15 日から 26 日まで開催される。70 から 80 カ国・地域から約 3000 人の選手が集まる。小平市近隣の会場では、武蔵野の森総合スポーツプラザでバドミントン、府中市立総合体育館でレスリング、東大和グラウンドボウルでボウリングが行われる。

この機会を捉え、ろう者と手話言語の理解促進をすべきと考え以下質問する。

1. 手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識の下、手話を使用しやすい環境づくりを推進することにより、手話を必要とする者の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる共生社会を実現するためにつくられた、東京都手話言語条例に基づいた対応として、市は何を行っているか
2. 日本語対应手話と日本手話の違いは何だと認識しているか
3. 小平市の考える「多文化共生」にはろう文化も含まれるのか
4. 全国手話言語市区長会に小平市長は加盟しないのか
5. デフリンピック学習ハンドブックをどう活用するのか
6. 市の事業として子どもたちにデフリンピック観戦をさせられるか
7. 機運醸成に手話ダンス、手話歌を使うことが適切だと考えているか

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 6 年 5 月 22 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 川里 富美

受付番号【 7 】

27	26	25	24
18	18	17	16

差しかえ 6.5.22①・6.5.22②・6.5.29

再質問の方式
一問一答方式

小平市議会定例会一般質問通告書

質問件名 包括的なこどもの居場所づくり支援を

質問要旨

令和6年度一般会計予算特別委員会では不登校施策・いじめ防止対応の新規事業が行われることが示された。内容について詳しく知りたいとの市民要望があったため、また、子どもを取り巻く環境整備を求め、以下質問する。

1、校内別室指導教員配置事業(チャレンジクラス)では何を行うのか

2、不登校対応巡回教員は何を目的とし、何を行うのか

3、校内別室^{指導}支援員はどのような資格を持つ方が、どのような支援を行うのか

4、VLP(バーチャルラーニングプラットフォーム)はあゆみ教室の児童・生徒のみが利用できるのか

5、奈良市が独自に行なっている「フリースクール HOP」のような、公設フリースクールを開設できないか

6、地元タクシー事業者と提携した「子ども専用送迎シャトル hab」は、習い事の送迎などに利用する、子ども専用の乗り合いタクシーのようなシステムであり、横浜市で官民連携でコンソーシアムを形成している。小平市でも^{民営}民設学童クラブや今後行われる部活動の地域移行を見据え、また課題となっている自閉症・情緒障がい特別支援学級などの通学手段として、このようなシステムの導入を検討すべきと考えるが、市の見解を伺う

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和6年5月22日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 川里富美

受付番号【 7 】

27	26	25	24
18	18	17	16

-(2 / 2)